

自動車を購入した買主の民事再生手続における製造メーカー系列の信販会社による別除権行使の可否 (最高裁判所平成22年6月4日・民集64巻4号1107頁)

田 村 耕 一

【事実の概要】

上告人（買主）は、平成18年3月29日、販売会社及び被上告人（信販会社）の三者間において、以下の内容で、販売会社から本件自動車を買受けた。

①上告人は、被上告人に對し、頭金を除く本件残代金相当額に手数料額を加算した金員を分割して支払う（以下、この支払債務を「本件立替金等債務」とい、これに対応する債権を「本件立替金等債権」という。）。

②上告人は、本件自動車の登録名義のいかんを問わず（登録名義が販売会社となつている場合を含む。）、販売会社に留保されている本件自動車の所有権が、被上告人が販売会社に本件残

代金を立替払することにより被上告人に移転し、上告人が本件立替金等債務を完済するまで被上告人に留保されることを承諾する。

③上告人は、支払を停止したときは、本件立替金等債務について期限の利益を失う。

④上告人は、期限の利益を失ったときは、被上告人に対する債務の支払のため、直ちに本件自動車を被上告人に引き渡す。
⑤被上告人は、上記④により引渡しを受けた本件自動車について、その評価額をもつて、本件立替金等債務に充当することができる。

本件自動車について、平成18年3月31日、所有者を販売会社、使用者を上告人とする新規登録がされ、被上告人は、平成18年4月14日、販売会社に対し、本件三者契約に基づき、本件残代金を立替払した。その後、上告人は、平成18年12月25日、本件立替金等債務について支払を停止し期限の利益を喪失し、平成19年5月23日、小規模個人再生による再生手続開始の決定を受けた。そこで、被上告人が本件自動車につき別除権の行使として引き渡しを求めたため、上告人が争つた。

一番は、担保権であることを理由に被上告人の請求を棄却した。原審は、「被上告人が販売会社に立替払することにより、弁済による代位が生ずる結果、販売会社が本件残代金債権を担保するために留保していた所有権は、販売会社の上告人に対する本件残代金債権と共に法律上当然に被上告人に移転するので

あり、本件三者契約はそのことを確認したものであって、被上告人が立替払によつて取得した上記の留保所有権を主張するにについては、販売会社において対抗要件を具備している以上、自らの取得について対抗要件を具備することを要しないというべきである。」として、被上告人の請求を認容した。

【判旨】

「前記事実関係によれば、本件三者契約は、販売会社において留保していた所有権が代位により被上告人に移転することを確認したものではなく、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために、販売会社から本件自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解するのが相当であり、被上告人が別除権として行使し得るのは、本件立替金等債権を担保するために留保された上記所有権であると解すべきである。すなわち、被上告人は、本件三者契約により、上告人に対して本件残代金相当額にとどまらず手数料額をも含む本件立替金等債権を取得するところ、同契約においては、本件立替金等債務が完済されるまで本件自動車の所有権が被上告人に留保されることや、上告人が本件立替金等債務につき期限の利益を失い、本件自動車を被上告人に引き渡したときは、被上告人は、その評価額をもつて、本件立替金等債務に充当することが合意されているのであって、被上告人が販売会社から移転を受けて留保する所有権が、本件立替金等債権を担保するためのもので

あることは明らかである。立替払の結果、販売会社が留保していた所有権が代位により被上告人に移転するというのみでは、本件残代金相当額の限度で債権が担保されるにすぎないことになり、本件三者契約における当事者の合理的意思に反するものといわざるを得ない。

そして、再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権の行使が認められるためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要があるのであって（民事再生法45条参照）、本件自動車につき、再生手続開始の時点で被上告人を所有者とする登記がされていない限り、販売会社を所有者とする登記がされていても、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。」

【研究】

最高裁第二小法廷平成22年6月4日判決（以下、「本判決」という）は、自動車の売買代金の立替払をした信販会社が、販売会社から取得した自動車の所有権に基づき、買主の個人再生手続において主張した別除権行使が認められるためには、手続開始の時点で登録が必要であると判示した。ところが、本判決

後、買主への倒産手続開始「前」に既に買主の代金不払により当該自動車が引き揚げられて実行手続が完了した事案においても、管財人から偏波弁済として否認の訴えが提起される等の問題が生じている^①。これは、本判决の意義や射程が明確ではないことに起因するものである。また、本判决を受けて、実務では既に約款が改定されており、新約款に本判决がどのような影響を及ぼすかという点でも、本判决の意義と射程の明確化は、重要な意味を持つ。

本判决は、原審が認めた法定代位を否定するに当たり、「手数料額」も被担保債権とする合意があることを重要な根拠とする。そうすると、本判决が指摘する三者契約で合意されている「もう一つの被担保債権」も容れた上で、三者契約の全体像を明らかにしないと、三者契約の正確な法的構造を明らかにすることはできない。つまり、本判决では三者契約の全体像が説示されていないことからも、あり得べき幾つかの方法のうちの1つあるいは一面のみが被上告人から主張され、その主張についてのみ判断されたことになる。そこで、本稿では、まず自動車販売の特徴と三者契約の全体像を解明した上で、本判决の意義と射程を検討する^②。実態や外縁からの検討となるため、評釈としては特異であることをお断りする。

1 所有権留保と自動車（新車）の販売形態について

(1) 所有権留保について

売主と買主間で合意される所有権留保の構造は、停止条件付所有権移転の合意である。経済的には価値が分属しているが、わが国の法体系は価値を直接に把握するものではなく、所有権は渾一の存在であることから、いわゆる担保的構成という指針は肯定できても、法構造として権利や価値の分属又は担保権と構成することは解釈の範囲を超える^③。あくまでも、所有権が担保目的に縮減されて機能しており、買主の権利は条件理論で保護されると構成するしかな^④。

さらに、自己所有物を用いた資金調達ではなく販売信用で利用される所有権留保についても、担保であるから買主所有物である、ということを出発点とするのであれば、その前提として、そもそも買主所有物になっているのか、が先決問題である。この点については、かつて所有権移転時期をめぐって論じられた有償性を基準とする観点が多く賛同を得たこととの整合性が確保されなければならない。この点が、既に自己の財産を担保として提供する譲渡担保とは決定的に異なる。

買主の有する期待権（譲渡担保では受戻権に相当する）は、停止条件が売買契約で合意されている以上、契約が解除されない限り、残債務を支払うことで完全な所有権移転を起こす基礎自体は失われていない。期限の利益を失い残債務が滞滯となつても条件が成就しないことが終局的に確定したわけではない。しかし、その後に、担保の実行として、債務不履行後に目的物が買主の元から引き揚げられ、清算手続が完了した場合は、被

担保債権の満足によって、債権者の契約利益が達せられるのであるから、契約解除は不要であろう。買主の期待権は目的物が引き揚げられて換価処分された時点で消滅することになる。以上から、契約が解除され、又は、目的物が換価処分されるまでは買主の期待権が存続することになる。そうすると、買主に倒産手続が開始されるまでに契約が解除あるいは担保の実行が完了している場合は、目的物の占有が買主にあつたとしても買主の責任財産を構成するものではない。

買主の倒産手続が開始されるまでに解除又は担保実行がない場合には買主の責任財産となるのは期待権である。したがって、物全体を責任財産とするためには、買主側から残債務を完済する必要がある。これは契約の問題である。これに対して、売主側から担保によって回収するならば、その権利は取戻し権なのか別除権なのか、が問題となる。契約の問題と担保の問題は別の側面であることに注意する必要がある。⁽⁶⁾

(2)自動車（新車）の販売形態

買主が自ら銀行等の金融機関からいわゆる「自動車ローン」をして資金を調達して代金の弁済を行う場合は、買主の弁済による条件成就によつて自動車の所有権が買主に移転し、あとは買主と金融機関の間で、自動車を譲渡担保として利用するか、無担保とするか、という関係で論じることに特に問題はない。

これに対し、自動車製造メーカー系列の販売店では、販売

店の債権管理と回収業務の負担を軽減し販売に専念させるために、自動車製造メーカーが自ら自動車販売金融会社を設立し、買主の資力ではなく主として販売する自動車自体に担保価値を見出して販売店の信用販売を可能としている。買主は販売店に頭金を支払うことを約し、残額のみ立替払を利用することから、実態としては販売会社が債権管理と回収部門をアウトソーシングしていることになる。⁽⁷⁾信販会社は、法的には一応は独立した存在であるが、売主側あるいは売主に類する立場である点が、前述した買主が独自に資金調達を行う場合と異なる点である。⁽⁸⁾以上から、とりわけ自動車販売において製造メーカーが設立した信販会社が利用される場合は、二当事者間の所有権留保の亞種的な理解が適切であろう。

2 三者契約の全体像——本判決で取り上げられていない被担保債権の存在

まず、販売会社と買主の間で注文書が交わされ、売買契約が成立する。

〔売買契約〕 販売会社を甲、注文者を乙とする。

割賦販売契約書またはその他の売買契約書を別途作成する場合は、その約款によるものとします。但し、割賦購入あつせん契約の場合には、その契約約款が優先して適用されるものとします。

第4条（所有権移転の時期）

①自動車の所有権は、乙が本契約による自動車代金等の債務を完済したときに乙に移転します。但し、自動車代金等の債務完済の日現在、乙が自動車に関し甲に対して負担する部品代、整備代、修理代、立替金、その他の債務の支払いを正当な理由なく遅滞しているときは、引き続き甲は自動車の所有権を留保することができるものとします。この場合甲は乙に對しその旨を通知するものとします。

②乙が自動車代金等を完済する前に、仮に、自動車の所有者名義が乙に登録された場合でも、その所有権は甲に帰属するものとします。

③乙が自己以外の者を使用名義人と定めた場合には、甲がその使用名義人に所有権移転登録をしてても乙は異議ないものとします。

売買契約では、信販会社による立て替えの有無にかかわらず、まず所有権移転時期が合意されている。所有権移転という効果への停止条件は売買代金（以下、「債権①」という）及び契約締結後に生じる点検・修理代・部品代等の支払いである（以下、「債権②」という）。自動車という物の特性上、この債権②は、発生の基礎を有する不可避的かつ付隨的に生じる債権である。¹⁰⁾その後、買主が製造メーカー系列の信販会社を利用する場合は、割賦あつせん契約が締結される。売買契約書の冒頭にある

ように、立替払契約は売買契約を基礎とする性質を有する。

「立替払契約」 信販会社を丙とする。

第4条（所有権留保）

①自動車の所有名義人は、原則として甲としますが、丙の選択により丙自身とすることができるものとします。但し、特に丙が認めた場合はこの限りではありません。

②自動車の所有権は、所有名義の如何を問わず、丙が甲に立替払をしたことにより、甲から丙に移転するものとします。¹¹⁾

③丙は、前項に基づき移転する当該自動車の所有権を、乙の甲に対する当該自動車に関する本契約に基づく、割賦金合計の支払債務、もしくは丙が甲に対し保証履行した場合の乙の丙に対する求償債務、ならびに本契約に基づく債務を完済するまでにその他の自動車に関して乙丙間において成立する立替払契約、保証委託契約およびリース契約に基づく、丙に対する乙のすべての債務、ならびにその他の乙丙間において成立する契約に基づく丙に対する乙の弁済期の到来したすべての債務を履行するまで丙が留保するものとします。但し、乙

が、甲に対する当該自動車に関する割賦金合計の支払い債務のすべてを履行した時点で、乙に移転するものとします。また、丙が甲に対し保証履行した場合は、乙が丙に対する求償債務のすべてを履行した時点で、乙に移転するものとします。

④前項但し書きの規定にかかわらず、乙が前項のすべての債

務を履行した時点で、乙が、当該自動車に関し甲に対しても負担する頭金、部品代、修理代、立替金、その他の債務の支払いを正当な理由なく遅滞している場合には、その時点で、自動車の所有権が丙から甲に移転し、乙がこれらの債務を完済するまで、甲がこれを留保することを、乙は異議なく承諾するものとします。この場合、甲または丙は乙に対してもその旨を通知するものとします。

⑤乙は、乙以外の者を自動車の使用名義人と定めた場合には、甲または丙がその使用名義人に所有権移転登録をしても異議ないものとします。

⑥自動車について乙が車両保険を締結する場合には、乙は、丙が当該自動車の所有権を留保する間、当該車両保険契約の保険金請求権に丙を権利者とする質権を設定するものとします。

買主と信販会社との間の立替払契約では、(所有権移転時期ではなく) 所有権留保の条項があり、第2項では販売会社から信販会社への所有権の移転は、「立替払をしたことにより」と原因が明記・限定され、譲渡や取得ではなく「移転」という語が用いられている。したがって、販売会社から信販会社への所有権移転は、代位に基づくことを確認する合意である。

第3項が、本判決との関係で問題となる点である。先行すると、第2項で代位によって取得した所有権の被担保債権を原債

権である代金債権から求償権等及び他の契約から生じる債権に変更する合意である(以下、求償権等につき「債権④」、その他⁽¹²⁾の契約から生じる債権を「債権④」という)。

第4項は、第3項に定める債務を買主が履行した時点で、販売会社が債権①及び②を有していれば、信販会社から販売会社に所有権が移転すると定めている(例として頭金が提示されている点に注意)。したがって、一見すると、所有権は契約締結時には販売会社、割賦金支払期間中は信販会社、割賦金完済後には販売会社と移転することを定めるよう見える。

第11条 (自動車による弁済)

①乙は、第7条(期限の利益喪失)のいずれかの事由があるとき、または最終回支払期日到来後においても割賦金の支払を怠っているときは、丙からの催告がなくても、本契約に基づく債務の弁済のため、直ちに自動車の保管場所を明らかにするとともに自動車を丙に引き渡すものとします。

なお、乙が任意に自動車を返還しないときは、甲または丙は任意に自動車を引揚げることができるものとし、甲または丙がその引揚げに要する費用(弁護士費用等を含む。以下「引揚費用」という)は、すべて乙が負担するものとします。

②丙が前項に基づき自動車の引渡しを受けた場合には、乙は、第15条に基づく自動車の評価額、乙に支払う消費税・地方消

費税および乙に支払う使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく再資源化預託金等（以下「自動車リサイクル預託金」という）の預託者変更に伴う自動車リサイクル預託金相当額の債務が生じた場合はその額をもって、当該自動車に関する保証委託契約に基づく丙に対する債務、ならびに当該自動車の引揚費用およびその処分可能までの保管に要した費用、査定料、立替金、部品代、修理代の債務につき、その弁済期限の到来・未到来にかかわらず、丙に対する当該債務のいずれの弁済に充当されても異議ないものとします。

③前項に基づく充当後、不足額がある場合には、乙は直ちにこれを支払うものとし、余剰金がある場合には、乙はこれを本契約に基づく債務を完済するまでにその他の自動車に関して乙丙間において成立した、立替払契約、保証委託契約およびリース契約に基づく丙に対する乙のすべての債務、ならびにその他の乙丙間において成立した契約に基づく丙に対する乙の弁済期の到来したすべての債務につき、丙に対する当該債務のいずれの弁済に充当されても異議ないものとします。

④本条第2項、および本条第3項もしくは第12条（停止条件付相殺契約）に基づく充当後、余剰金がある場合には、乙はこれを、当該自動車に関して甲に対して負担する頭金、部品代、修理代、立替金、その他の債務の弁済に充当されても異議ないものとします。

第11条第1項が予定する信販会社による自動車の受領は、第4条第2項の留保所有権に基づくものである。しかしながら、第11条第1項後段は、自動車の引き揚げは販売会社も行うことを見定している。販売会社が信販会社の補助者として引き揚げを行う場合は信販会社による引き揚げであるから、第1項では販売会社が独自の当事者として自動車を引き揚げる場面を想定していることになる。第2項は信販会社と買主間の弁済充当を定め、第3項は特に余剰金があるときは債権④に充当されることを定めている。その上で、第4項は、さらに、余剰金があれば販売会社が把握することを定めている。つまり、不動産であれば、あたかも信販会社が一番抵当権を、販売会社が二番抵当権を有している状態が予定されている。

そうすると、自動車につき、第1項からは販売会社にも引き揚げるための権原が帰属していること、第4項からは販売会社にも価値を把握する権原が帰属していること、が立替払契約で予定されていることになる。繰り返すが、立替払契約は売買契約を基礎とする性質であるから、この販売会社の引き揚げと弁済を受ける権原は売買契約書第4条の債権①及び②を理由とするものである。そして、債権②は、性質上、債権①と併存的に成立する債権であるから、立替払契約書第4条第2項につき、割賦金支払期間中は丙「のみ」に所有権が帰属することが契約で予定されているとは言い難い。第4条第2項の移転とは「必要な限度で移転する」と解することになる。⁽¹⁾

以上をまとめると、第1に、販売会社が有する自動車の所有権は、信販会社の利用にかかわらず債権①と債権②を確保するために留保される。第2に、債権①の一部立替払によつて販売会社から信販会社に代位によつて自動車の所有権が移転する。第3に、代位によつて移転した所有権の被担保債権が債権③と債権④に変更される。第4に、販売会社は引き続き債権①及び②を所有権で担保することが予定されており、販売会社から信販会社への所有権移転は、抵当権の譲渡と同じく、一度把握された担保価値が別の債権のために活用されている状態である。もつとも、抵当権の譲渡に該当する条文はなく、担保としての所有権の活用であるから、一部弁済と代位と同じく、担保（権）の準共有という状態である。そして、原債権者である販売店名で登録（公示）がなされた上で、準共有者間では代位者の債権③④が優先すると合意されている。販売会社が原債権者であるから法的にも、また、顧客管理と物への具体的な関与者が登録名義者となるべきという点からも、販売店名義で登録されることは決して不自然ではない。^[15]

では、本判決において、実質的に債権①に相当する債権③から手数料額を除いた額を割合的に主張したならば、信販会社への登録なしの別除権行使は認められるだろうか。結論的には、本判決が原審を否定したことからも、債権③のまま割合的な主張をしても認められないことが予想される。問題は、その理論構成である。まず、理由として信販会社の有する権利は譲渡担保という判断があり得る。この場合、代位によつて取得された権利につき被担保債権の変更によつて別の新たな権利関係が創設されるため、既に代位の要素が存在しないことになる。譲渡担保と解する可能性として、例えば、本判決後半の民事再生法第45条が「権利変動」を前提とする条文であるという点から、一度買主に権利変動があると解することが整合的であるという分析があり得る。^[16]しかし、買主から信販会社への権利変動は担

3 本判決の意義と射程について

(1) 信販会社が有する所有権の取得構造と被担保債権の関係
本判決においても、信販会社が販売会社から所有権を取得する構造は、契約文言から弁済者代位である。その上で、被上告人により被担保債権が債権①ではなく債権③として主張されて

保目的として構成することができるが、その前提となる信販会社から買主への権利変動の理由・構造を提示することができない。また、民事再生法第45条の意味にも争いがあり、本来は、実体法の権利関係が確定した上で、民事再生法第45条の意味が検討され、解釈が展開するのが順である。したがって、譲渡担保と解することは適当ではない。

次に、信販会社の所有権は、移転した担保に関する被担保債権の変更を受けた所有権であるとした場合はどうであろうか。例えば、無関係な債権への変更であれば新たな権利関係であるから代位の要素が存在せず、行使は認められないことになる。⁽¹⁷⁾

しかしながら、本判決は、譲渡担保及び被担保債権の変更という点には言及がない。また、手数料等の別の債権の存在をもつて代位を否定するという直接の説示はなく、反つて「立替金等」と併せて表現している。この点から、本判決が論拠とする手数料等については、被担保債権の変更ではなく追加である。また、被担保債権の変更と評価できるか否かは、代位によつて取得する原債権と求償権の関係をさらに精査する必要がある。⁽¹⁸⁾

この点に関し、本判決は、「三者契約における当事者の合理的な意思」を重視する。例えば、保証人と債権者の間で、「保証人が債権者に弁済したときは、保証人が債務者に対して有する求償権と手数料等を担保するために、債務者が有していた担保が移転する」という合意が明示的になされていたときは、同時に法定代位を排除する合意がない限り、法定代位を確認あるいは法定代位が組み込まれていることを明確にする合意であることは明らかである。

以上から、本判決は、「代位によつて取得した担保の原債権ではなく、求償権とそれに付随する債権も追加して併せた金額が請求される担保行使について、民事再生手続上は、登録が必要である」と解されることになる。したがつて、割合的に債権③のみを主張する場合及び代位よつて取得した担保の原債権である債権①が行使される場面については、判断が及んでいないと解される。

では、三者契約の全体から本判決を見た場合、どう解されるだろうか。

まず、信販会社の権利を譲渡担保あるいは被担保債権の変更によつて代位により取得された権利は既に新たな権利関係に入つていると解することは、次の困難性を生じる。即ち、信販会社に移転した所有権は、販売店の債権①及び②も継続的に担保するための準共有状態になつていて、そして、買主が立替金債務を完済した場合は、信販会社の所有権は販売店に再度移転することが三者契約で予定されている。この場合、買主の立替金債務支払期中のみ担保権者の1人である信販会社だけは新たな権利状態であるとすることは、同一権利の準共有状態であることと整合するであろうか。また、整合するとしても、立替金完済後に所有権が販売店に移転するときには、元の権利状態（單純形式の所有権留保）に戻る理由や構造を説明することができ

るであろうか。²⁰⁾

以上の難点は、代位の要素が存続していると考えると簡明に解消することができる。二者契約の構造、即ち三者契約の当事者の合理的意思の全体から見ても、法定代位が基礎とされ、その要素が存続していると解するのが適切であり、既に述べたように、この理解は本判決に反するものではない。

(2) 別除権の行使が認められない場合の所有権の帰属

本判決は、別除権の行使に登録が必要とされる趣旨から、販売店の登録をもつて、信販会社が立替金等債権を担保するために三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されないとする。これを実体法的に見ると、①登録が販売店にあること、②所有権は信販会社に帰属すること、③三者契約に基づき留保した所有権は民事再生手続上は別除権であること、④別除権の行使が許されないだけで存在自体は否定されないことを明確に述べている。登録が販売店にある必然性は既に述べたため、残りの点につき検討する。

所有権は信販会社に帰属するということは、自動車が買主の責任財産を構成しないことを意味する。行使できない担保権であるから買主に所有権が帰属するという見解もあるが、次の点で問題がある。第1に、既に述べたように、抵当権や譲渡担保と異なり、そもそも買主が購入した物の所有権（価値全体）を把握していると評価できるかが先決問題である。第2に、本判

決は明確に行使のみを否定したのであり、権利の帰属が買主にあるとは述べていない。停止条件付所有権移転が合意された契約においては、条件成就以外に権利が移転する構造はあり得ない。権利移転を認めるためには、債務の完済が必要である。²¹⁾ 第3に、買主の責任財産を構成するとなると、他の一般債権者は、売主や信販会社の犠牲の上に望外の利益を得ることになる。²²⁾ これは、民法に動産売買先取特権が規定されている趣旨に反する。²³⁾

契約の解除も担保の実行もされずに買主に対し倒産手続が開始されたときは、買主が手続において有している権利は期待権である。契約の問題として、自動車につき登録移転をもつて、双方未履行の双務契約に該当する可能性も指摘されている。²⁴⁾ これは、自動車を適切な方法で買主の元に残す必要性を意識したことと思われる。とりわけ、個人の倒産手続においては、その後の生活において自動車が必要な場合に適切な方法で所有を認めることが望ましい。そして、担保の問題として考えたときにも、本判決が述べたのは、別除権の行使、つまり、倒産手続外で自動車が引き揚げられて清算手続が担保権者によって採られることが許されない、ということである。したがって、倒産手続内で、自動車の返還（清算）が債務者・管財人によつてなされることと、さらに、残債務を提供して権利変動を起こすこと（譲渡担保の受戻権に相当）が可能な権利状態となる。以上から、担保レベルにおいても、債務者・管財人に「選択権」が与えら

れた、と解するのが実体法を反映した権利状態となる。⁽²⁵⁾

以上から、自動車という財の特殊性、製造メーカーが債権管理を引き受けるビジネスモデル（消費信用ではない）、三者契約の全体像を踏まえた上で、本判決を理解する必要があり、一般化には相当の注意が必要である。なお、本判決を受けて改訂された新約款では、「契約条項の中で信販会社は『民法に基づき代位し、原債権を行使する』と明記されている。

（1）消費者金融からの借入れについても多くの裁判があるが、製造メーカー系列の信販会社を利用しているものとして神戸地判平成27年8月18日TKC255210等、他にも幾つか訴訟が進行しているようである。倒産手続内で登録が必要であるからといって、平時においても登録がなければ権利行使することができないと考えるのは順序が逆である。なお、登録のない軽自動車については、名古屋地判平成27年2月17日金法2028号89頁。

（2）本判決については既に多くの評釈があり、山田真紀『最高裁判所判例解説民事篇平成22年度』376頁の末尾に掲載されている。なお、関武志「批評（上）・（下）」判時217号3頁、判時217号3頁が、実体法上の問題と手続法上の問題を明確に分けた上で、丁寧に論じ有益である。本稿では、入手することができるトヨタファイナンスが用いていた旧約款をモデルに検討し、他の評釈で言及されている倒産法上の問題は割愛する。

（3）売買において停止条件付所有権移転を付すことが原則的に無理だとしていたフランス法あるいはや韓国法の仮登記担保法のように非典型担保を特殊な抵当権と扱う法制度ではない以上、わが国で解釈によることは限界がある。

（4）取り消し得る法律行為や無権代理においても、不確定な状態自体を保護する制度はある。譲渡担保や所有権留保も、同様に不確定な状態自体の保護を考えることになる。そのための法制度としては条件理論を用いるしかない。停止条件付所有権とは将来所有権を取得し得る地位としての現在の利益であり期待権の一種である。買主は、条件成就前に期待権の処分あるいは将来の権利の先行処分として、例えば譲渡担保に供するなど、現在保有する価値を活用することはできる。以上については、拙稿『所有権留保の法理』（信山社、2012年）269頁以下で論じている。

（5）担保目的物は設定者の財産である（なければならない）との指摘はもつともである。しかし、担保だから債務者の財産である、といふのは議論が過ぎまである。買主は代金を完済することなく物全体を使用・収益していたのであるから、むしろ目的物の価値減耗分を負担しなければならない。

（6）もととも、担保レベルでの買主と売主の権利は売買契約によって発生するので、全面的に契約の存在に依存する。そのため、ドライブでは、特に買主の権利は債権的物権といわれている。

（7）製造メーカーが製造した車の立替払のために利用され、むしろ販売店に対する製造メーカーの援助というビジネスモデルである点が、一般的なクレジットカード等の信用販売とは根本的に

異なる。取引の仕組みについては、田高寛貴「批評」金法1950号50頁が詳しい。

(8) 安永正昭『新版注釈民法9物権4改訂版』(有斐閣、2015年)

741頁では、本判決に関する記述が入れられた上で、これまでの版にあった「原型たる売主留保型の所有権留保と：実際上はあまり違わないように思われる」とされ、以下では原型を読み替えれば足りるとして論じている。

(9) 本文に「代金等」とあり、但し書きで例外とされるため、原則として対象が及んでいることになる。なお、債権②は代金完済後（所有権移転後）は、「拡大された所有権留保」として、譲渡として評価又は解釈可能である。しかし、完済前は、契約文言で代金等とされていること及び次の注で述べるように債権の性格から代金と同じ扱いをするのが適切である。

(10) 自動車には法定点検が義務づけられており、修理も頻繁に起これ得る。確かに、自動車の引き渡しを受けた後の点検や修理は、販売会社で実施されることはかぎらない。しかし、この特約のために販売店であれば、点検等のために引き渡した自動車を留置されることなく、確実に点検等の実施を受けることができる。この点は、自動車を所有したことのある者であれば、その重要性を理解できるだろう。さらに、自動車という危険物を販売する以上、販売店は差し当たりの支払いがなくても確実に自動車の点検等を実施するという社会的責任を果たしているのである。以上の点は、道路交通上の安全確保のためには看過することができない。自動車の物としての特性（継続的要素）に注意する必要がある。

(11) 集金方式のときは、「②自動車の所有権は、所有名義の如何を問わず、割賦販売契約・保証委託契約の効力発生同時に、甲から丙に移転するものとします。」となっている。

(12) なお、「他の自動車に関しても効力を及ぼす合意があり、これは「拡大された所有権留保」といわれる。後掲の第11条第3項にあるように、まずは当該売買代金の回収が優先される。したがって、所有権移転を考えることができるので、この合意は譲渡担保として評価することができます。もっとも、他の債務の履行も含めることは代金債権の回収につき心理的圧迫をかける機能を有することから、完済までは付隨的な合意としてのみ意味を持ち、完済後に初めて譲渡担保として処遇すれば足りる。債権②と異なり、とりわけ個人が自己使用で自動車を購入する契約では債権④は発生しないことが通常である点にも注意が必要である。

(13) 信販会社によると、特に商用車の販売においては、債権①より債権②の方が金額が大きくなり重要であること、また自動車を引き揚げる際には、販売店の債権の有無や意思確認を行うとのことである。

(14) 安永正昭「所有権留保の内容、効力」加藤一朗・林良平編『担保大系(4)』(金融財政事情研究会、1985年)386頁による「担保権の移転」という枠内の問題であるとの指摘が、意忠であれ法律の効果あれ、正当であろう。

(15) 本判決及びその理解につき、登録名義の移転が面倒で怠つていいだけという先入観があつてはならない。自動車の登録については、危険物の責任者という登録制度であること、また、本

判決以降、車検証に所有者欄がない車検証が用いられており、かつ、誰でも情報を得ることができる制度ではないことから、公示の目的はほとんど果たしていない。登録名義の変更は手間であること、名義変更をする度に自動車の評価額が変わること（中古車では「ワンオーナー」の評価が高い）から、一般にローン完済後も登録名義を変更しないのが通常である。その他の合理性については、田高・前掲55頁。

(16) 和田勝行「批評」法学論叢170巻1号130頁、森田修「方
法的總論」NBL1070号9頁。なお、両稿とも民事再生法

(17) 第45条が「実体法上要求される対抗要件を定めているのであ
れば」という整理である点に注意する必要がある。

（17） 山田・前掲286頁は、被担保債権が異なる点から代位構成
を排斥する旨の意思が含まれているとの解釈可能性を述べる。

野村剛司・「批評」新・判例解説Watch13号168頁は、契約条
項を変更しても代位は認められないとする。関・前掲（上）16
頁も「変更」を理由に認められないとする。加毛明、「58所有權
留保と民事再生手續」倒産法判例百選119頁は、新たな所有
権留保の設定と代位は二者択一になるとする。なお、債権④は
新たな関係とも言えそうであるが、この点については注12及び
21を参照。

(18) 小山泰史「批評」金法1929号58頁は、いわゆる「接ぎ木説」
との関係を指摘する。

(19) 法定代位に関する特約・合意解釈に対して、法定代位自体を
排除する特約・合意解釈については、法定代位自体の存在理由
から弁済や債権への信頼の確保に繋がるため、慎重に解するこ

とが必要となる。本稿で掲げた立替私契約の第4条は、複数の
内容が規定されているため第2項は「独立／併存」の条項と解
する余地がある。本判決においても代位を排除しない立場とし
て、荒木新五「批評」『民事判例』（日本評論社）2号144頁、
小林明彦「批評」金法1910号12頁、野村秀敏「批評」金商
1353号17頁、上江洲純子「批評」ジユリスト臨時増刊
1420号176頁、田頭章「批評」私法判例リマーケス43
号136頁。野村秀敏「批評」金商1353号17頁。和田・前
掲134頁。田高・前掲も代位に肯定的である。

(20) 本稿と真逆に、債権②③④を被担保債権とする譲渡担保が設
定されているというのも簡明な構成である。しかし、買主の物
支配の正当化が先決であること、当事者間でそのような合意が
ないことから、採用し難い。

(21) 支払期中に債権④が生じているときは、先に債権③（①）が
弁済を受けるため、買主への所有権移転を考えることができ、
その後に債権④が弁済を受けることになる。したがって、債権
④と債権②の準共有状態をどう構成するかが問題となる。特に
頭金として債権①が残る場合は、説明が困難となる。拡大され
た所有権留保も、譲渡担保そのものではなく、代位で取得され
た所有権が留保され続けているとすれば、一応の説明は可能で
ある。

(22) 別除権行使のための登録の意味については、まず実体法上の
権利が確定することが先決問題である。この点につき、手続法
で「権利保護要件」として論じられることがあるが、実体法的
には「権利行使要件」としての性質が適合的であると思われる。

(23) 福田修久「批評」曹時64巻6号9頁。

(24) 野村秀敏・前掲17頁は、販売店を基点とする二重譲渡に相当し、未だ販売店に登録名義が残っている状態に「該当」とすると指摘する。筆者もそのように考えるが、想定する場面は、その上で、代金を支払わずに買主への物権変動の基礎が消滅してしまう局面である。

(25) 佐藤鉄男「批評」民商1443巻4・5号498頁、田頭・前掲137頁、和田・前掲134頁。

(26) 買主に所有権が移転するならば、信販会社は、原債権の移転に随伴する先取特権を主張できる可能性が否定できない。

(27) 山本和彦「批評」金商1361号70頁。この点につき、加毛・前掲118頁は、双方未履行と扱わない合理性を述べる。なお、ドイツの倒産法第107条2項は、所有権留保における買主倒産時に管財人の履行選択権について定める（詳細は拙稿「所

有权留保の法理」179頁以下を参照）。

(28) 田高・前掲58頁も同様の指摘をする。この状態は、結果的に自動車を譲渡担保に提供した場合と同じとなる。もつとも、その選択権の適切な行使を如何に確保するかが問題となる。